

令和 8 年度産地交付金について（案）

1 令和 7 年度実績（令和 8 年 1 月 23 日現在）

- （１）国から 4 月に当初配分、10 月に地域の取組に応じた追加配分、11 月に水活予算残に伴う留保解除等による追加配分が行われた。
- （２）県域及び地域において、当初の設定単価による所要額が配分額を下回ったものの、設定単価の増額調整等を行った結果、未使用率は 0.8%となった。（令和 6 年度の未使用率は 0.6%）

（単位：千円、%）

項目	県域	地域	県全体
当初配分	347,879	832,313	1,180,192
追加配分 （地力増進作物助成）	0	228	228
配分額の調整 （※1）	3,327	191,701	195,028
過不足調整 （余剰分の調整）	177,824	▲ 177,824	0
合計	529,030	846,418	1,375,448
（比率）	38.5%	61.5%	100.0%
実績	518,672	846,283	1,364,955
残額	10,358	135	10,493
未使用率	2.0%	0.0%	0.8%

※1 配分額の調整の内容：

（単位：千円）

①畑地化に伴う調整（減額）

▲ 6,797

②水田活用の直接支払交付金予算残に伴う留保解除（増額）

117,339

③追加配分（増額）

84,486

2 令和 8 年度産地交付金取り扱いの基本的考え方

- （１）産地交付金財源を効率的・効果的に活用するため、県域必要額については、令和 8 年の制度別・用途別作付け計画に基づき所要額 346.0 百万円（令和 7 年度は 347.9 百万円）を確保する。
- （２）使途については、令和 7 年度の内容を継続する。
- （３）農業生産資材価格の高騰や需要に応じた生産を推進するためのインセンティブを考慮して、単価を増額する。

3 配分の方法

(1) 国から県への配分の状況

ア 国から福島県への年度別配分額

現時点で、国から令和8年度産地交付金の内報がない。

(単位:千円)

項目	5年度	6年度	7年度	8年度
当初配分	1,198,000	1,186,569	1,180,192	X,XXX,XXX
追加配分 (地力増進作物助成)	824	192	228	
配分額の調整	▲ 5,680	▲ 31,920	195,028	
計	1,193,144	1,154,841	1,375,448	X,XXX,XXX

(2) 県から地域への配分の考え方

ア 県域と地域の配分方法

- (ア) 令和8年度の制度別・用途別作付計画面積等から、県域必要額として346.0百万円を確保し、残額を地域へ配分する。
- (イ) 10月以降に国から追加配分があった場合は、全額を地域へ配分することを基本とする。

イ 地域への配分の考え方

(ア) 当初配分

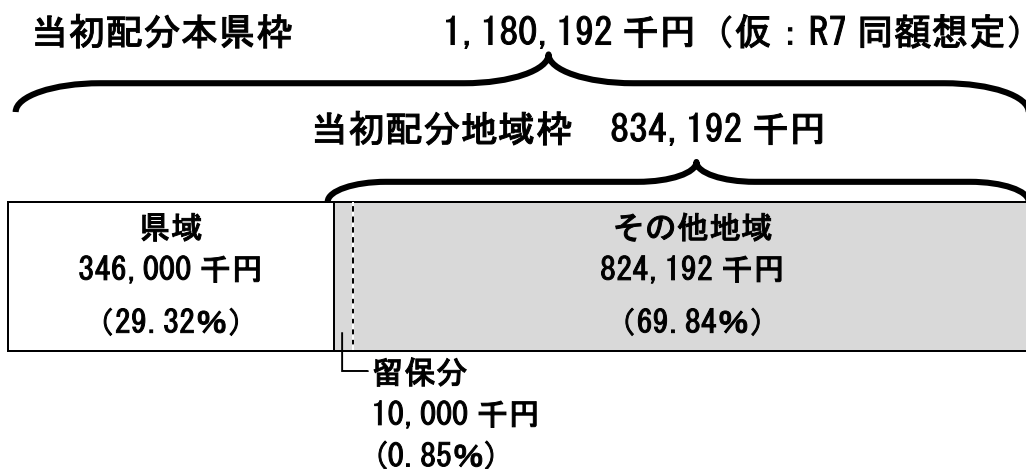
- a 国からの配分のうち地域配分額を2月に内報、4月に配分通知する。配分額は、令和7年度当初配分額を基本として畑地化等の状況により調整する。

(イ) 追加配分

- a 地域への配分にあたっては当初配分比率及び戦略作物等の作付面積を考慮した追加配分を行う。

(ウ) 被災地域の取扱い

- a 対象とする被災地域については、令和6年度末における営農再開率が5割に満たない富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村とする。
- b また、令和7年度と同様に10百万円を被災地分として留保し、被災地域の実績に応じて優先的に配分、残余が生じた場合はその他地域へ配分する。



4 令和8年度産地交付金の設定概要一覧（案）

取組内容		令和8年度 当初単価(案) (円以内/10a)	【参考】R7 当初単価 (円以内/10a)	対象面積 (ha・想定)	備 考
県 設 定	飼料用米多収品種推進助成	5,000	4,000	500	多収品種のみ該当 低コスト生産に資する取組を要件
	加工用米複数年契約	20,000	16,000	840	低コスト生産に資する取組を要件
	新市場開拓用米取組拡大助成	20,000	16,000	150	低コスト生産に資する取組を要件
	飼料用トウモロコシ助成	6,000	4,000	300	生産性向上に資する取組を要件
	麦・大豆生産拡大助成	7,000	5,000	1,500	単収向上に資する取組を要件
国 設 定	そば・なたね助成	20,000	20,000	1,296	基幹作のみ
	新市場開拓用米助成	20,000	20,000	100	基幹作のみ
	新市場開拓用米助成に係る複数年契約助成	10,000	10,000	50	基幹作、R7コメ新市場事業採択者のみ。 R7年産から3年以上の新たな契約
	地力増進作物助成	20,000	20,000	5	基幹作のみ 地域協議会で個票作成が必要

(別紙)

令和8年度産地交付金の設定内容（案）

(注) この考え方は、現在の国の令和8年度予算（案）概算決定の内容及び産地交付金の当初配分額が令和7年度と同額との想定を基に整理したものであり、今後、国との協議の過程で変更になる可能性があります。

1 県設定助成

(1) 飼料用米多収品種推進助成

対象作物：飼料用米（多収品種）
交付単価：5,000 円/10a
計画面積：500 ha
取組要件：多肥栽培、低コスト生産の取組など

(2) 加工用米複数年契約助成

対象作物：加工用米（基幹作物）
交付単価：20,000 円/10a
計画面積：840 ha
取組要件：3年以上の複数年契約、品質向上に資する取組、低コスト生産の取組 など

(3) 新市場開拓用米取組拡大助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）
交付単価：20,000 円/10a
計画面積：150 ha
取組要件：収量増加に資する取組、低コスト生産の取組 など

(4) 飼料用トウモロコシ助成

対象作物：飼料用トウモロコシ（基幹作物）
交付単価：6,000 円/10a
計画面積：300 ha
取組要件：収量増加に資する取組、低コスト生産の取組 など

(5) 麦・大豆生産拡大助成

対象作物：麦（基幹作物）、大豆（基幹作物）

交付単価：7,000 円/10a

計画面積：1,500 ha（麦 427 ha、大豆 1,073 ha）

取組要件：施肥管理、赤かび防除、排水対策、低コスト生産の取組など

注 1 財源に余剰が出た場合は、①麦・大豆生産拡大助成、②加工用米複数年契約助成、③新市場開拓用米取組拡大助成、④飼料用トウモロコシ助成、⑤飼料用米多収品種推進助成、の順で上乗せする。

注 2 財源が不足する場合は、注 1 の逆の順で単価を減額する。

2 国設定助成

地域の取組に応じて、追加配分の対象となる取組。

(6) そば・なたね助成

対象作物：そば（基幹作物）、なたね（基幹作物）

交付単価：20,000 円/10a

取組要件：実需者等との出荷販売契約又は自家加工や直売所等での販売など

(7) 新市場開拓用米助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）

交付単価：20,000 円/10a

取組要件：新規需要米取組計画の認定を受けること

※コメ新市場開拓等促進事業の採択者は対象外。

(8) 新市場開拓用米複数年契約助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）

交付単価：10,000 円/10a

取組要件：令和 8 年度コメ新市場開拓等促進事業の採択者かつ、令和 8 年産から新たに締結された 3 年以上の複数年契約など

※令和 7 年産からの継続分は対象外。

(9) 地力増進作物助成（地域作成個票）

1. 対象作物

地域の水田収益力強化ビジョンに位置付けられた地力増進作物等

2. 交付財源

(1) 交付単価 20,000 円／10 a

(2) 交付対象面積

①地域農業再生協議会ごとにみて、地力増進作物作付面積（基幹作）の前々年度からの増加面積。

②ただし、水稻作付面積（加工用米、新市場開拓用米を除く）の前年度からの減少面積が①より小さい場合は、②の面積。

注）このため、②がゼロの場合、交付対象面積はゼロとなる。

(3) 交付財源

20,000 円／10 a × (2) の面積

3. 使途

地力増進作物を作付けした生産者への支援、あるいは麦・大豆等の地力増進作物の後作振興への支援について、水田収益力強化ビジョンに位置づけ、そのうえで該当作物の生産振興に活用。

4. 要件

水田収益力強化ビジョンのなかに、以下項目を明記すること。

- ・ 地域の水田農業の活用目的
- ・ 支援対象作物
- ・ 施肥管理・ほ場へのすき込み等の生産体系および生産体制（団地化など）の考え方

注）2年間連続で地力増進作物のみを作付けしていた農地へは助成されない。

以上